

新クリーンセンター建設事業に係る事後調査報告書についての意見に対する事業者の見解

No.	該当ページ	意見（原文まま）	事業者の見解
1	6-7	<p><事後調査計画 表2. 1(1)と表2. 1(2)> 下記の項目は事後調査は令和3年度までで、令和4年度以降の調査予定にないのはなぜでしょうか？ 大気質地上気象の調査の「存在供用」の項目で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊性粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、降下ばいじん、地上気象（風向、風速） ・ 騒音、振動、低周波音 ・ 悪臭 ・ 水質 ・ 水象 ・ 土壌汚染 <p>……以上の調査が今後の計画にないのはなぜでしょうか。いずれも環境汚染があるか否かの条件項目として必須のはずです。たとえば典型的なものとしては「土壌汚染」などは長期間の観察調査がないと分からないはずです。</p>	<p>事後調査計画については、環境アセスメントにおいて、住民等の皆さまや学識経験者などの専門家、関係する行政機関などからの幅広い意見等を踏まえ、評価書の段階で修正を行い、適正な手続きを経て策定しております。また、工事着手後も調査及び検証を行い、供用後においても、法令に基づく排ガスのモニタリングはもとより、住民の皆さまからの要望、また、地元地区と締結した地区協定書の内容に基づき、環境アセスメントとは別に、自主モニタリング調査として周辺地域の空間線量率、焼却残渣及び周辺地域土壌の放射性物質濃度の測定を実施することとしました。周辺地域土壌の放射性物質濃度については、経年による蓄積の有無を見るために5年に1度という調査間隔とし、次回の調査を令和7年度に実施します。他の2項目については、施設稼働による影響の有無を判断する基礎データとするため、稼働後5年（令和7年度まで）の間は、空間線量率は年1回、焼却残渣の放射性物質濃度については月1回の測定としています。これらの調査結果は組合のHPに掲載するほか、地元地区及び組合組織市町担当部署への報告を行っています。</p>
2	8	<p><表2. 1(3)>事後調査計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物、植物についての調査は令和4年度以降～令和7年度まで実施予定です。これらは長い時間的スパンで調査する必要があるということで妥当かと推定されますが、なぜ、これだけが令和7年度まで継続され、上記No. 1の項目が調査されないのでしょうか。 ・ しかも、動物も植物も2～3種類のみ調査に限られていますが、当初調査した他の種類を外した理由をお示し下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事後調査計画における各事後調査対象項目ごとの事後調査期間についても、環境アセスメントにおいて、適正な手続きを経て策定しております。 ・ 動物及び植物の事後調査対象種については、工事期間中に実施しました項目として、植物では植物相、植生、ミズオオバコ、ヌマガヤツリ、ヤエガワカンバ、オニヒョウタンボク、ギンラン。動物では両生類・爬虫類相、昆虫類相、魚類相、底生動物相、陸・淡水産貝類相、ミヤマカワトンボ、アオハダトンボ、スナヤツメ南方種、ホトケドジョウ、ミルンヤンマ、ナベブタムシ、キベリマメゲンゴロウ、クビボソコガシラミズムシ、ハチクマ、ハイタカ、ノスリ、ベニモンマダラ、クリイロベッコウが該当しています。このうち、植物のヤエガワカンバ、オニヒョウタンボク、ギンランと動物のベニモンマダラ、クリイロベッコウの5種については、環境アセスメントの段階で策定した環境保全措置について、効果に不確実性が生じると考えられたため、施設の存在・供用後も事後調査を継続して効果を検証することになっています。なお、植物のギンランと動物のベニモンマダラ及びクリイロベッコウは令和5年度まで事後調査を継続し、植物のヤエガワカンバとオニヒョウタンボクについては令和7年度まで事後調査を継続します。
3	67	<p><事後調査計画及び環境保全措置の見直しと今後の調査内容>で、 <5. 1「事後調査計画及び環境保全措置の見直し」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「3. 事後調査」に示す通り、各項目において本事業による周辺環境への影響はほとんどないと考えられるため、事後調査計画及び環境保全措置の見直しは必要ないと考えますが、なぜ動物・植物の調査だけが令和7年度まで継続されるのでしょうか。前述のことと重複しますが、例えば「土壌汚染」その他は調査をもうしないということは、世間通常の常識としては信じがたいことです。 	<p>No. 1とNo. 2の見解を参照してください。</p>

No.	該当ページ	意見（原文まま）	事業者の見解
4		<p><5. 2 今後の調査について></p> <p>・「～～（前略）～～令和5年度は供用開始3年目になる。環境保全措置の効果は不確実性が生じると考えられた植物及び動物への工事による影響をモニタリングするため、該当項目の調査を適宜実施する」とありますが、該当項目とは2～3の植物、動物のみが適用されるようですが、なぜでしょうか。植物、動物の種類を2～3にしぼった理由を説明して下さい。また、特に他の項目のうち前述しましたが土壌汚染などは蓄積された結果として検出されるものです。なぜそれらを外したのでしょうか。「必要性が認められないから外します」では説明になりません。</p>	<p>No. 1とNo. 2の見解を参照してください。</p>
5	6	<p><報告書の位置づけ></p> <p>・「本報告書は、新クリーンセンター建設に係わる環境影響評価書に基づく存在・供用時における事後調査の実施について、令和4年度分の実施状況を取りまとめたものである。本報告書に該当する調査を表2. 1(3)に示す」と記述されています。</p> <p>……つまり、表2. 1(1)、表2. 1(2)にある項目については事後調査は令和4年度以降は実施しないということを述べています。なぜでしょうか。</p> <p>……あるいは他の主体が実施する計画は何かあるのでしょうか。県が主体となって実施しないということになれば、当然他の主体が実施する必要がるはずです。計画をお示しいただきたい。佐久市・北佐久郡 環境施設組合では独自に事後調査を継続する計画があるという約束です。</p>	<p>・事後調査の期間についてはNo. 1の見解を参照してください。</p> <p>・事後調査は佐久市・北佐久郡環境施設組合が主体となって実施しています。また、この事後調査は新クリーンセンター建設に係わる環境影響評価書に基づくものであり、実施主体である当組合以外が実施することはありません。</p> <p>・自主モニタリング調査として周辺地域の空間線量率、焼却残渣及び周辺地域土壌の放射性物質濃度の測定を実施することとしました。周辺地域土壌の放射性物質濃度については、経年による蓄積の有無を見るために5年に1度という調査間隔とし、次回の調査を令和7年度に実施します。他の2項目については、施設稼働による影響の有無を判断する基礎データとするため、稼働後5年（令和7年度まで）の間は、空間線量率は年1回、焼却残渣の放射性物質濃度については月1回の測定としています。これらの調査結果は組合のHPに掲載するほか、地元地区及び組合組織市町担当部署への報告を行っています。</p>
6	<p><前回の調査報告書> のp. 137</p>	<p>・「この調査は、事後調査計画で計画されていた調査ではないが、今後、土壌汚染（放射能）の影響を把握するためにと住民からの強い要望があったことから、調査を実施した」、「調査目的は存在・共有に伴う土壌汚染（放射能）の影響の有無を把握するため、焼却施設稼働前にその土地の土壌汚染（放射能）の状況を把握することとした」</p> <p>……「そして面替、豊昇、大林、小田井、上平尾（平根小付近）、上平尾（平尾山公園）の6箇所放射能を令和3年12月6日に調査した」と記述されています。</p> <p>……通常環境アセスの項目にない「土壌汚染（放射能）」の調査を実施して下さったことに、大いに感謝の意を表します。1回で終結するのではなく、今後も定期的実施されることが肝要となってきます。これからの調査の日程、ないしは今後の調査の予定を具体的にお知らせいただきたい。</p> <p>←←これは、前回の評価書縦覧における質問及び疑義の意見の中で記述申し上げたことでもあります。</p> <p>また、放射能は土壌放射性物質のベクレル調査のほかに、空間放射性物質のシーベルト調査もあるはずで、この点に関しても定期的に調査をしていただくように切に要望致します。</p>	<p>住民の皆さまからの要望、また、地元地区と締結した地区協定書の内容に基づき、環境アセスメントとは別に、自主モニタリング調査として周辺地域の空間線量率、焼却残渣及び周辺地域土壌の放射性物質濃度の測定を実施することとしました。周辺地域土壌の放射性物質濃度については、経年による蓄積の有無を見るために5年に1度という調査間隔とし、次回の調査を令和7年度に実施します。他の2項目については、施設稼働による影響の有無を判断する基礎データとするため、稼働後5年（令和7年度まで）の間は、空間線量率は年1回、焼却残渣の放射性物質濃度については月1回の測定としています。これらの調査結果は組合のHPに掲載するほか、地元地区及び組合組織市町担当部署への報告を行っています。</p>
		<p>以下余白</p>	